

合志市子どもの読書活動推進計画



子どもの読書環境日本一を目指して
～子どもたちの夢と生きる力を育む読書活動の推進～

平成 20 年 3 月

合志市・合志市教育委員会

はじめに

合志市では、平成20年3月に「合志市子どもの読書活動推進計画」を策定しました。今回の策定にあたっては平成13年12月に「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動ができるような、環境が整備されなければならない」を基本理念とした「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、その精神を受け各市町村にもその推進の具体化が強く求められています。

ついては、その法の基本理念を尊重し、家庭、地域、学校がともに連携し、子どもの読書活動の推進へ向け取り組んでいくことを目指して「合志市子どもの読書活動推進計画」を策定しました。

また、今回の計画策定に当たっては、新たに「合志市子どもの読書活動推進計画策定委員会」の委員さん方の発案により、市民の方々に広くアピールする一方多くの子どもたちに馴染み親しんでいただくようにと次のような副題「子どもの読書環境日本一」そして「～子どもたちの夢と生きる力を育む読書活動の推進～」を付していただきました。

次に策定作業に当たっては8名の「子どもの読書活動推進計画策定委員」の皆さん方に平成19年8月から数回に亘って審議を重ねていただき成案をまとめていただきました。

策定委員会の審議過程においては、まず、合志市の子どもたちの実態を把握するために「平成19年10月に子どもの読書に関するアンケート調査」を実施（740名の解答を得る）その結果から実態を十分に分析し計画策定に折り込むことができました。

また、今回の計画策定については、上位機関である国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成14年8月）および「熊本県子どもの読書活動推進計画～肥後っ子いきいき読書プラン～」（平成16年7月）を参考にすると共に本市の子ども読書活動推進計画策定委員会の提言を踏まえています。

現在の子どもの取り巻く環境は子どもの健全な成長を願うとき、決して良いとばかりは言えません。21世紀を生きぬき国際社会の競争にうち勝つためには新しい「生きる力」を育むことが緊要な課題でもあります。

新しい「生きる力」を育むには子どもたちに「言語活動」「コミュニケーション能力」「読解力」「知識・技能の活用能力」等をつける必要があると言われていています。このような子どもたちが置かれている現状を打開する手段として図書館の活用が重視されてきています。

幼保期から、小学～中学～高校期に至る間に与える読書の役割や効果については、多くの識者が認めています。

以上のような意味と価値観そして今後子どもの読書活動をより活発にすることは大変有意義且つこれからの教育を支える大切な活動の分野だと思えます。

今回、本市の「子どもの読書活動推進計画」は平成20年から5年間を一つの期間として策定をしました。当然必要に応じ見直しを図っていきます。

最後に、この「子どもの読書活動推進計画」が本市の市立図書館を始め学校と家庭と地域の三者が一体となり読書活動が益々活発になるよう市民の理解と協力をいただきたいと思えます。

平成20年3月吉日

合志市長 大住 清昭

「 も く じ 」

はじめに	1
第1章 ー計画策定の背景ー	
1. 基本の方針	4
2. 子どもたちにとっての読書活動	4
3. 合志市の子どもの読書活動の現状	5
第2章 ー計画の基本的な考え方ー	
1. 計画の目標	6
2. 計画の位置づけ	6
3. 計画の対象	7
4. 計画の期間	7
第3章 ー子どもの読書活動推進のための方策ー	
1. 家庭における子どもの読書活動の推進	8
(1) 家庭の役割と現状	8
(2) 家庭における子どもの読書活動推進の具体的な取組み	9
2. 地域における子どもの読書活動の推進	10
(1) 地域の役割と現状	10
(2) 地域における子どもの読書活動推進の具体的な取組み	10
3. 市立図書館における子どもの読書活動の推進	11
(1) 市立図書館の役割と現状	11
(2) 市立図書館における子どもの読書活動推進の具体的な取組み	12
4. 市立小・中学校および特別支援学校における子どもの読書活動の推進	14
(1) 市立小・中学校および特別支援学校の役割と現状	14
(2) 市立小・中学校および特別支援学校における 子どもの読書活動推進の具体的な取組み	14
5. 幼稚園・保育園（所）における子どもの読書活動の推進	15
(1) 幼稚園・保育園（所）の役割と現状	15
(2) 幼稚園・保育園（所）における子どもの読書活動推進の具体的な取組み	15

総合的な子どもの読書活動の推進 イメージ図	16
(資料) 用語解説	17
(資料) 子どもの読書活動の推進に関する法律	18
(資料) 合志市子どもの読書活動に関するアンケート結果	20

第1章 計画策定の背景

1. 基本の方針

今日は少子高齢化社会であり、国際化、情報化の大きな波を受け、子どもたちをとりまく社会環境は急速な変化の時代を迎えています。そのことは子どもたちにも、大きな影響を与えており、様々な問題も起こっています。

子どもたちのあいだに、ゲームやインターネット、携帯電話などの普及に伴い、子どもたちの読書離れも進んでいます。それに加えて、地域や家庭の教育力の低下もあり、乳幼児期からの読書習慣の未形成などの問題も指摘されています。

そのため平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。その中で、地方公共団体においても、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定し、施策の総合的かつ計画的な推進を図るよう努めることとされています。

本市でも、平成19年2月の「合志市子ども憲章」の中において、「夢と希望を持ち、未来と自立に向かって努力します」と定め、郷土を誇りに思い、互いに手を取り合って誰もが大切にされる合志市をつくることを誓いました。また、改正基本教育法、改正学校教育法等を踏まえながら、市立図書館を核とし、学校・幼稚園・保育園(所)、家庭や地域社会が連携して、子どもたちの生きる力の育成を目指した取組を行っています。その中でも読書活動は、個々の子どもたちの知識や経験を広く確かにするだけでなく、豊かな心や情操を育み、一人の大人として自立するために大きな役割を果たしています。

このことを受けて「合志市子どもの読書活動推進計画」を策定し、施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本の方針及び子どもの読書活動の推進のための方向や諸方策を示すこととしました。

2. 子どもたちにとっての読書活動

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠くことができないものです。

子どもたちは「聞く・話す・読む・書く」という経験の積み重ねによって「ことば」を獲得(かくとく)します。言葉を使って自ら考え、人とコミュニケーションをとり、また、自分と向き合うことを繰り返し、その後の人格形成の基礎となる力を養っていきます。

さらに子どもたちは良い本との出会いによって、悲しみや苦しみ、それを乗り越える勇気や正義感などを学び、思いやりや夢などの豊かな感性を身につけていきます。

また、今日の高度情報化時代では、自分が情報を選択し、読解する力も必要とされます。子どもたちが日常の読書で培う読解力は今後ますます不可欠なものとなっていくことでしょう。

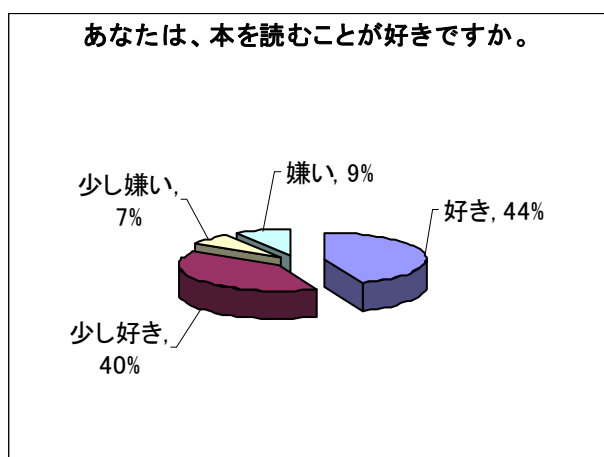
子どもたちにとって読書活動とは、生涯にわたり人生を豊かにし、「生きる力」を育むために極めて重要なものです。

3. 合志市の子どもの読書活動の現状

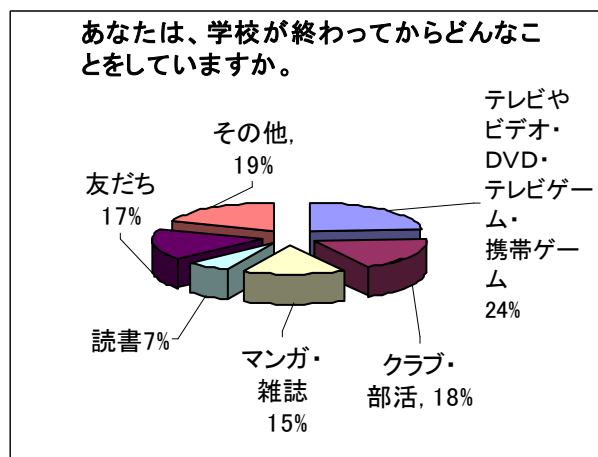
合志市では、平成19年10月に、「子どもの読書活動に関するアンケート」(以下『読書アンケート』)を実施しました。(※)

読書アンケートで「本を読むことが好きですか」という設問に対して、「好き」、「少し好き」と答えた子どもの割合は、84%でした。【グラフ1】

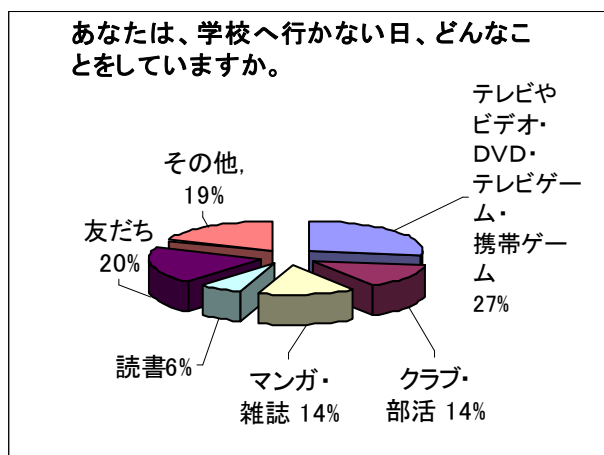
ただし、「あなたは、学校が終わってからどんなことをしていますか」という設問という設問に対しては、「テレビやビデオ・DVD・テレビゲーム・携帯ゲームをする」が約24%、つづいて「クラブ・部活動」の18%で、「読書」と答えた子どもは7%でした。また、「あなたは、学校へ行かない日、どんなことをしていますか。」という設問に対しても、「テレビやビデオ・DVD・テレビゲーム・携帯ゲームをする」という回答が一番多く27%を占めています。この結果によると、子どもたちは家庭での時間を、読書以外のことに費やしているのが現状です。【グラフ2】【グラフ3】



【グラフ1】



【グラフ2】



【グラフ3】

※ 読書アンケート対象者

- ① 就学前保護者(約150名) ② 小学校4年～中学生の児童・生徒(各学年約120名)
- ③ 小学校4年生～中学生の児童・生徒の保護者(約380名) ④ 特別支援学校生徒(約90名)

—— 第2章 計画の基本的な考え方 ——

1 計画の目標

合志市の目標

『 子どもの読書環境日本一を目指して 』

～子どもたちの夢と生きる力を育む読書活動の推進～

(1) 家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供

子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養うなど、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、家庭、地域、学校を通じて子どもが読書に親しむ機会の提供に努めます。

(2) 子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実

子どもが身近に図書に接することができる図書館、公民館、学校等が与えられた機能を十分に発揮できるよう、当該施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努めます。

(3) 図書館、学校、民間団体等とのパートナーシップによる取組の推進

図書館、学校、民間団体等とのパートナーシップのもと、相互に連携・協力した取組が推進できるような体制の整備に努めます。

(4) ユニバーサルデザインの視点を踏まえた子どもの読書活動の推進

ユニバーサルデザインの視点を踏まえ、障がいのある子どもや長期療養中等で児童読書サービスを受けることが困難な子ども、乳幼児、日本語以外の言語を母国語とする子どもなど、すべての子どもにきめ細やかに配慮した読書環境の一層の整備に努めます。

(5) 社会的気運の醸成のための啓発広報の推進

広く子どもの読書活動についての社会的気運の醸成を図るため、子どもの読書活動の啓発広報の推進に努めます。

2 計画の位置づけ

- (1)本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月12日法律第154号)第9条第2項の規定に基づいて、合志市における今後5年間の子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性と取組みの体系を示すものです。

(2)本計画は、国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成14年8月)および「熊本県子どもの読書活動推進計画～肥後っ子いきいき読書プラン～」(平成16年7月)を基本とするとともに、合志市における子どもの読書活動の状況および「合志市子どもの読書活動推進計画策定委員会」の提言を踏まえて策定します。

(3)本計画は、「合志市総合計画」の基本方針である「みんな元気で笑顔あふれるまちづくり」を実現するための施策であり、子どもの読書活動推進にあたって、関連する計画との整合性を図っています。

(4)本計画による、各種取組の実施をするため必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

3 計画の対象

本計画の対象とする子どもの年齢は、18歳以下とします。

4 計画の期間

本計画が基本としている国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が計画の期間をおおむね5年間としていることを踏まえ、本計画についてもおおむね5年間(平成20年度から平成24年度)の計画とします。なお、必要に応じて見直しを行います。

1 家庭における子どもの読書活動の推進

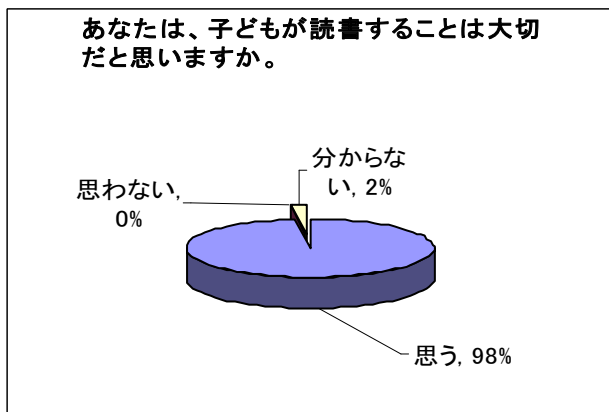
(1) 家庭の役割と現状

子どもは、家族の温かいふれあいの中でいろいろな体験をすることによって基本的な生活習慣を身につけ、言葉を学び、感性を育み成長します。

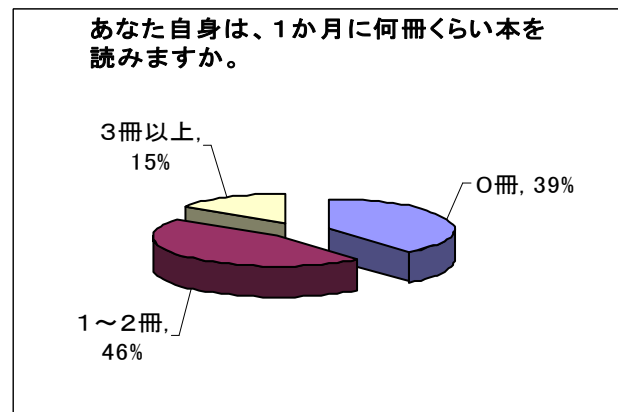
子どもが読書習慣を身につけるためには、大人が子どもの読書活動の意義と重要性を認識し、大人自身が家庭において読書をする姿勢を示すことが必要不可欠です。子どもが幼いころから家族ぐるみで本に親しみ、一緒に図書館に行くなど子どもが読書の楽しさと出会えるきっかけをつくったりすることも大切です。

合志市の保護者を対象とした読書活動アンケートによると、「あなたは子どもが読書することは大切だとおもいますか」との設問に98%の保護者が「そう思う」と回答しています。【グラフ4】

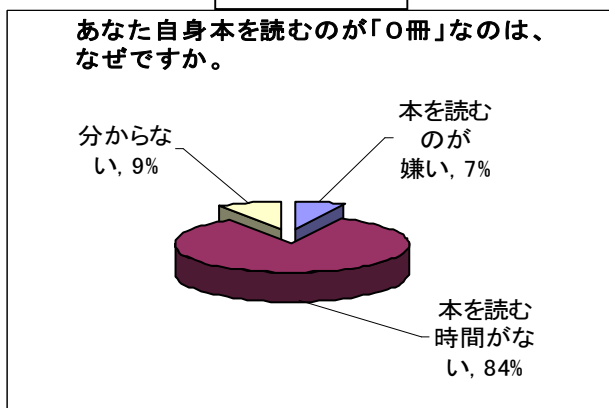
しかし、「あなた自身は、1ヶ月に何冊くらい本を読みますか」との設問では、読書回数が0冊の保護者は全体の39%に上り【グラフ5】、「本を読むのが『0冊』なのは、なぜですか」との設問には、84%の保護者が「読む時間がない」と回答しています。【グラフ6】



【グラフ4】



【グラフ5】



【グラフ6】

(2) 家庭における子どもの読書活動推進の具体的な取組み

○ 家庭での子どもの読書活動に関する理解と関心の普及推進

子どもが、できるだけ豊富な本と出会うことができるように、絵本や児童書を身近に整備するよう推進します。また、日常生活において、家族で読書活動をする時間を設けるなど、子どもの読書活動を大人が支援するよう推進します。

○ 各種研修等の参加呼びかけ

読み聞かせなど子どもの読書活動の意義を理解し推進するために、保護者会などの研修会への積極的な参加を呼びかけます。

○ ブックスタート事業の充実

乳幼児期の子どもを持つ保護者を対象に、合志市におけるブックスタート事業として、司書等が、乳幼児健診の際に読み聞かせの実演や絵本の紹介を行い、読書活動の推進を図ります。

2 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 地域の役割と現状

幼い頃の思い出は生涯、記憶に残ります。子どもの育つ一番身近な地域において大人が民話を語ったり読書する姿に触れることは、地域の人とのぬくもりを肌で感じ、自分の存在は大切に思われていると気づくことにつながります。そして、子どもの生涯を支える地域の愛情の体験を築きます。子どもを取り巻くあらゆる立場の大人が、読書活動に理解と関心を持ち、読書活動を推進する気運を高め、連携・協力して読書活動の推進をすることが重要です。

現在、合志市では、各種読書活動ボランティア団体や地域文庫が、地域での子どもたちの読書活動に携わっています。

また、市立図書館、児童館、子育て支援センターでも子どもたちやその保護者への様々な読書活動の推進を行っています。

(2) 地域における子どもの読書活動推進の具体的な取り組み

○地域での子どもの読書活動推進に関する取り組みへの支援

自治会や子ども会などが行う子どもの読書活動に関する取り組みに対して、図書館資料貸出しや情報提供、おはなし会実施などの支援に努めます。

○読書活動ボランティアや文庫活動への支援

地域の読書活動ボランティアや文庫活動に対して、活動の場の提供や地域住民への周知に向けての広報に努めます。また、図書館資料やおはなし会の道具等の貸出しを行います。

○学童保育への支援

学童保育所に通う子どもが、読書への関心を持てるように、図書館資料の団体貸出しや情報提供を行います。

○移動図書館車の充実

遠隔地に居住する子どもたちに対して、地域の実情に応じた移動図書館車の巡回に努めます。

○子育て支援センター事業の充実

絵本への関心を高め、読み聞かせや親子のふれあいなどを通じて子育て支援ができるように情報を提供し、事業の充実を図ります。

○社会教育関係団体における子どもの読書活動の推進

地域や校区を基盤として組織活動を展開しているPTAや子ども会、地域婦人会などの社会教育関係団体に対して、研修会等の機会に、子どもの読書活動への取組が推進されるよう促します。

3 市立図書館における子どもの読書活動の推進

(1) 市立図書館の役割と現状

子どもたちにとって市立図書館は、たくさんの本との出会いや発見が待つ、心ときめく特別な場所です。また、子どもが生活や学習をする上で生じた疑問や問題を解決するために、必要な情報を得たり相談することができる、あらゆる可能性をもつところです。

合志市には図書館が3館あります。その他、移動図書館車や各種配本事業によって広い範囲の子どもたちへの読書活動の推進を行っています。平成18年度には、年間178,345冊の貸出しがあり、県内はもとより全国的にも充実した図書館設置の環境にあると言えます。【表1】【表2】

図書館では「おはなし会」などの子どもの読書関連行事の開催や、子どもの発達段階や興味に応じたおすすめの本のリストの作成を行っています。また、ヤングアダルトコーナー、子育て支援コーナーなどの設置により、子どもたちが読書に関心を持つような環境づくりにも努めています。

【表1】市立図書館の個人貸出数全国比較 (平成18年度・人口5万人以上6万人未満の市区) 【表2】住民1人あたりの貸出数熊本県比較 (平成18年度)

順位	都道府県	自治体名	点数
1	滋賀県	栗東市	750 千点
2	茨城県	守谷市	747
3	千葉県	白井市	737
4	滋賀県	高島市	702
5	東京都	福生市	678
6	京都府	京田辺市	633
7	福岡県	福津市	561
8	滋賀県	湖南市	548
9	熊本県	合志市	540
10	神奈川県	逗子市	522
全83市区		平均	278

順位	自治体名	点数
1	合志市	10.4点
2	大津町	8.3
3	玉名市	8.2
4	植木町	6.9
5	菊陽町	6.1
6	富合町	5.3
7	長洲町	4.9
8	宇城市	4.8
9	阿蘇市	3.6
10	南関町	3.3

(2) 市立図書館における子どもの読書活動推進の具体的な取組み

○ 良質の図書等の収集・提供・保存

魅力ある子どもの本の収集に努め、子どもと本の出会いの場を提供します。

○ すべての人が利用しやすいような施設環境の充実

子どもたちが、自分で資料を手に取りやすい書架の工夫や、調べものコーナー、ヤングアダルトコーナーなどの利用しやすいスペースづくりに努めます。

○ 司書等の研修と適切な配置

図書資料や子どもの発達の特徴や心理の理解、また、おはなし会等の技術向上のための研修に積極的に参加し、適切な配置がされるよう努めます。

○ 図書館からの情報発信の充実

インターネットによる子ども用ホームページの充実や、「子ども新聞」等年代や目的別資料の情報提供を積極的に行います。

○ 「布の絵本」の提供

すべての子どもたちが楽しむことができるよう布絵本の製作・保存に努めます。

○ 学校図書館や県立図書館等他の図書館との連携や協力体制の充実

学校図書館間との配本事業の充実や他の図書館との相互貸借事業の充実など、効率的な資料の提供に努めます。

○ 読書活動や図書館利用がしにくい子どもへの読書活動推進の諸条件の整備・充実

障がいのある子どもや来館が困難な子どもが豊かな読書活動ができるよう特別支援学校等と連携し、サービスや情報提供を行います。

○ 日本語以外の言語を母国語とする子どもへの読書活動推進の諸条件の整備・充実

外国の児童書・絵本や、外国語に翻訳された日本の絵本など、必要に応じて収集に努めます。

○ 「子ども読書の日」を中心とした啓発広報の推進

子ども読書まつり・春の夜の図書館探検隊等各種事業の実施、充実を図ります。また、市の広報誌、図書館だよりなどを活用して、「子ども読書の日」を中心とした「子どもの読書週間」事業への啓発広報に努めます。

○ おはなし会や図書館まつり等各種事業の充実

定例のおはなし会や図書館まつり、親子ふれあい講座等行事の内容や機会を充実させることによって、子どもたちの読書意欲を促進するよう各種事業の充実に努めます。

○ 子どもの読書活動に関するボランティア活動への支援

合志市内で読書ボランティア活動をしているグループの資質の向上のために読書活動ボランティア講座を継続します。また、読書ボランティア同士の連携を図り、活動の活性化のために交流会を開催したり、定例会や勉強会の会場を提供するなどの支援をします。

4 市立小・中学校および特別支援学校における子どもの読書活動の推進

(1) 市立小・中学校および特別支援学校の役割と現状

学校図書館は、教育課程の展開に寄与することを目的とし、「心を育む読書センター」・「知を鍛える学習情報センター」の二つの役割をもっています。

21世紀に生きていく子どもたちが、読書を通して未知の世界を知り、新たな知識を獲得し「生きる力」を身につけていくために発達段階に沿ってより適切な方法を考え、各学校では、組織的・計画的に読書活動を行っています。

(2) 市立小・中学校および特別支援学校における子どもの読書活動推進の具体的な取組み

○ 子どもたちの読書好きを増やすための指導の充実

学校における一斉読書等の計画・継続的な読書活動を実施し、読書に親しむ態度を育て、読書習慣の定着を図ります。

○ 子どもたちへの読書指導の工夫・改善

- ・興味や関心のあるものや進路に応じた読書活動を進める指導に努めます。
- ・発達段階に応じて、読み聞かせ、ブックトークなどを実施します。
- ・子どもたちの想像力を育む読書感想文・読書感想画の指導に努めます。
- ・全校一斉の読書活動の実施校を100%になるよう努めます。

○ 学習活動を支援する資料の収集と提供

子どもたちの読書傾向等を考慮し、適切な資料を収集し、提供に努めます。

○ 調べ学習等での学校図書館の積極的な活用

授業において調べ学習等の時間を活用し、学校図書館の積極的な活用を促します。

○ あらゆる児童生徒が安心して利用できるための施設環境の充実

子どもたちが、自分で資料を手に取りやすい書架の工夫をし、あらゆる児童生徒が豊かな読書活動ができるよう努めます。

○ 子どもの読書活動を支援する図書館ネットワークシステムの充実

市立図書館や各種ボランティア団体等と連携・協力し、子どもたちへ資料の提供や読み聞かせ等の充実を図ります。

5 幼稚園・保育園(所)における子どもの読書活動の推進

(1) 幼稚園・保育園(所)の役割と現状

幼稚園・保育園(所)は、子どもたちが一日の多くの時間を先生や友だちとの集団生活の中で過ごす場所です。幼稚園・保育園(所)では、子どもが言葉や文字を覚えるこの時期に、絵本の読み聞かせなどの読書活動を積極的に保育の中に取り入れています。集団の中での読書活動は、家庭とはちがう一体感の中でイメージをふくらませ、豊かな心を育む読書体験を拡げることから、子どもたちの成長過程において欠かすことができないものです。

幼稚園・保育園(所)は保護者会などあらゆる機会を通して、読書活動の大切さや楽しさを伝え、家庭においても読書活動をすすめるよう促す役割を担っています。

(2) 幼稚園・保育園(所)における子どもの読書活動推進の具体的な取組み

○ 本の読み聞かせ等の継続

0歳から就学前の子どもの発達段階に応じて、教育や保育の中であらゆる機会を捉え、読み聞かせの継続と充実を図ります。

○ 図書スペースの確保と充実

子どもたちが読書に親しめるように、図書コーナー等の整備をし、読書環境の充実を図ります。

○ 保護者への働きかけ

保護者に対して読み聞かせの大切さや楽しさを伝えたり、図書の貸出しを通して保護者による読み聞かせや読書週間の定着を推進します。

○ 各施設・ボランティア団体との連携

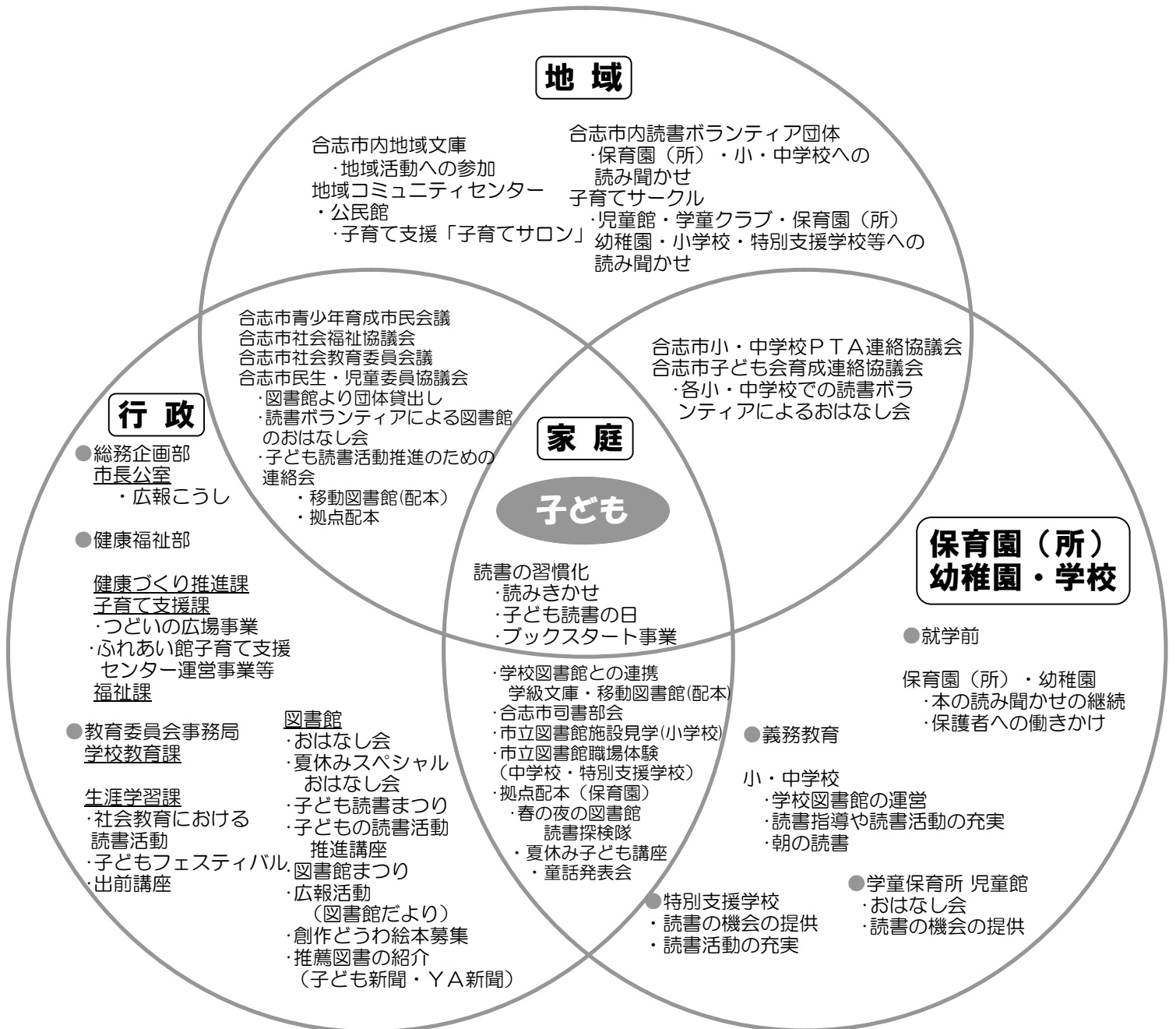
市立図書館や各種ボランティア団体等と連携・協力し、子どもたちへ資料の提供や読み聞かせの充実を図ります。

○ 障がいのある子どもたちへの読書活動推進の諸条件の整備・充実

障がいのある子どもが豊かな読書活動ができるよう資料の提供や読み聞かせの充実を図ります。

総合的な子どもの読書活動の推進 イメージ図

子どもの読書にかかわる関係機関と、今後の主要な事業を示しています。



用語解説

子ども読書の日

『子どもの読書活動の推進に関する法律』第10条2項により、4月23日を『子ども読書の日』と定められました。

ヤングアダルトサービス (young adult service YAと略記されることもある)

児童と成人の間に位置づけられる中学生と高校生にあたる年齢層(12歳から18歳)の利用者を対象とした図書館サービスをさします。

情報リテラシー (information literacy)

情報を自己の目的に適合するように使用できる能力のこと「情報活用能力」と表現されることもあります。

ユニバーサルデザイン (Universal Design UDと略記されることもある)

文化・言語の違い 老若男女といった差異・障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)を意味します。今日では、情報・サービスやコミュニケーションも含む「すべての人が生活しやすい社会のデザイン」といったより広い概念として使われています。

ブックスタート

絵本を通じた保護者と子どものふれあいを進めるため、地域の保健センター等で行われる0歳児健診の機会に、すべての赤ちゃんとその保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す運動のことです。

移動図書館

図書館を利用しにくい地域に対して、自動車等の移動手段を用いて図書資料を運び、図書館職員による図書館サービスを現地で提供することです。

司書

図書館法第4条で規定されている専門的職員のことです。

司書教諭

学校図書館の専門的業務にあたる教諭のことで、学校図書館法第5条に「学校は、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」と規定されており、平成15年4月1日からは12学級以上の小・中・特別支援学校に司書教諭を配置することが義務付けられています。

ブックトーク (book talk)

特定のテーマに関する何冊かの図書を紹介し、読書の領域を拡大し、読書意欲を起こさせることを目的とします。

読み聞かせ (よみきかせ)

本を見せながら読んで聞かせること。親が子に、あるいは図書館員や保育士、教師が子どもの一人ひとりまたは小グループに対して行います。

参考文献：「図書館用語大辞典」柏書房

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策

定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

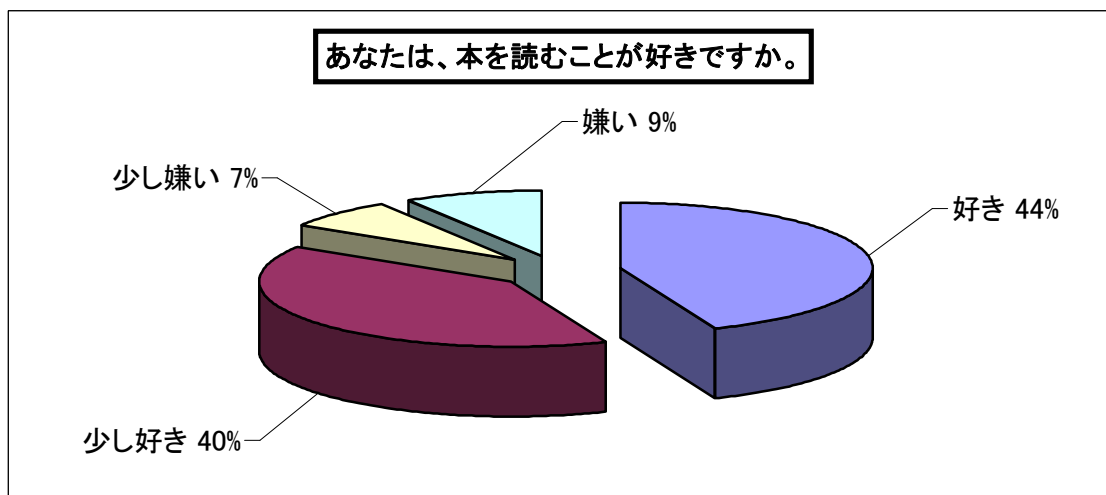
この法律は、公布の日から施行する。

合志市子どもの読書活動に関するアンケート(読書アンケート)結果

児童・生徒

1. 児童生徒の読書の好き嫌いに関する意識

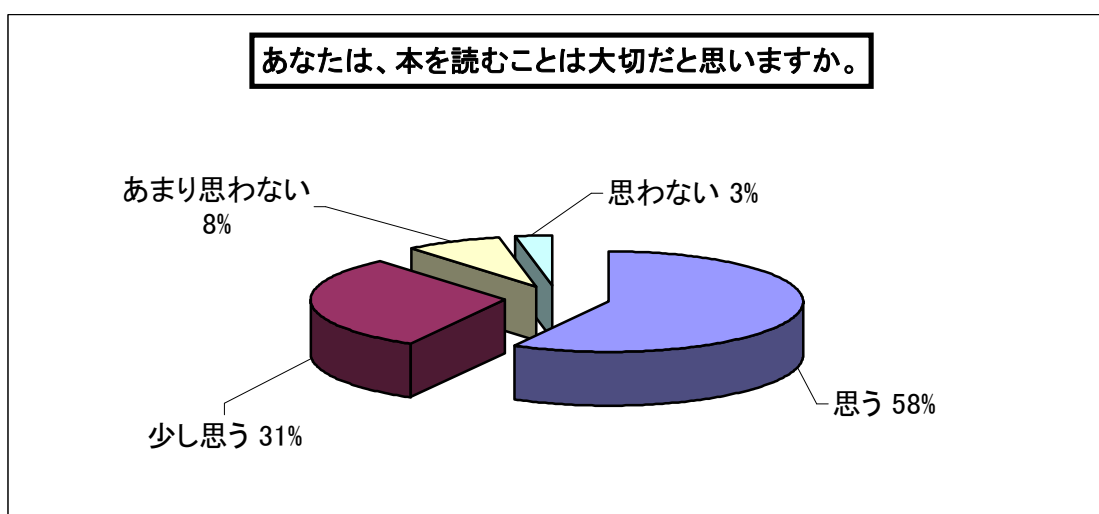
○児童生徒の84%が「読書が好き」



嫌いな理由 すぐ飽きる、読みたくない、内容が難しい、文字を読むのが苦手、興味がない、読みたい本がない、つまらない、漢字が苦手、だんだん眠くなる、絵がなくて面白くない、疲れる、面倒くさい、目が痛くなる、時間がない、首が痛い、マンガが好き、ハマったら面白いけどはまる前に本を読まない、おもしろい本を知らない、漢字が読めない、話の内容がわかるまで時間がかかる、絵がないとどんな場面か分からない、読む機会がない。

2. 児童生徒の読書の大切さに関する意識

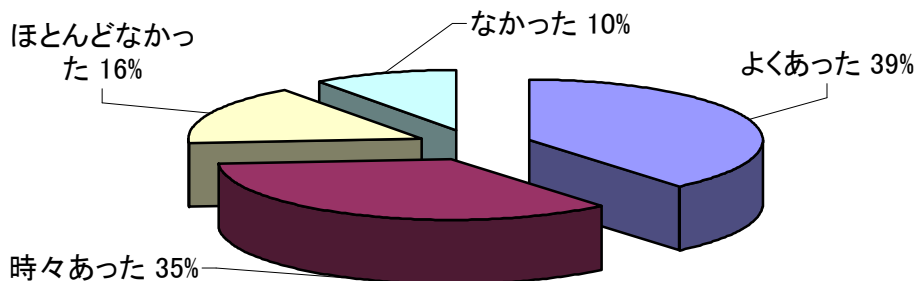
○児童生徒の89%が「読書が大切」と考えている



3. 児童生徒の読書経験の状況と読書時間

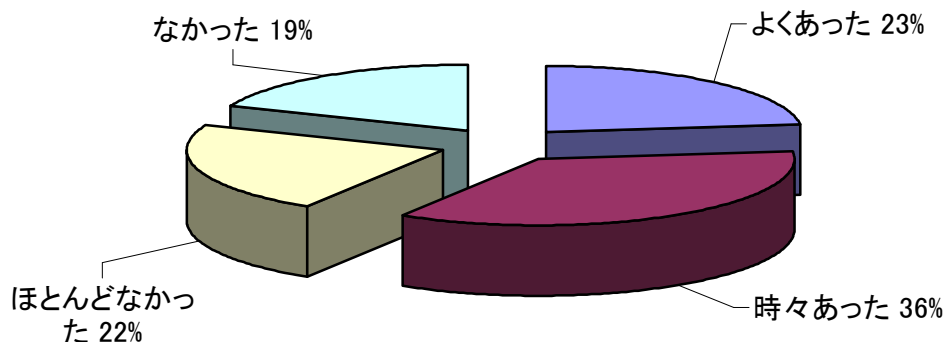
○児童生徒の74%が「小さい頃本を読んでもらったことがよくあった・時々あった。」

あなたは、小さい頃、お家の人に本を読んでもらったことがありますか。



○児童生徒の41%が「小さい頃お家の人に本を読める場所（公共図書館など）」に連れて行ってもらったことがなかった・あまりなかった。

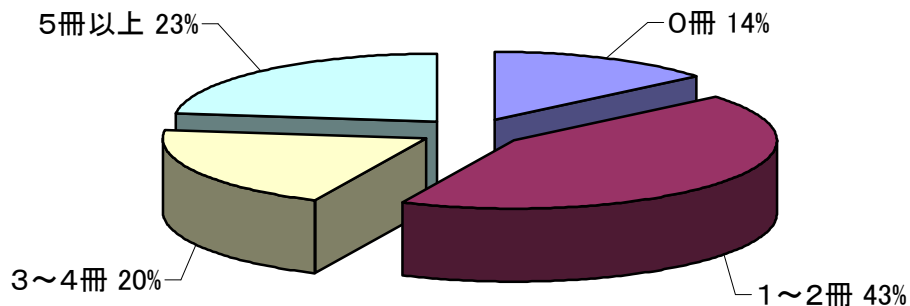
小さい頃、お家の人に本を読める場所へ連れて行ってもらったことがありますか。



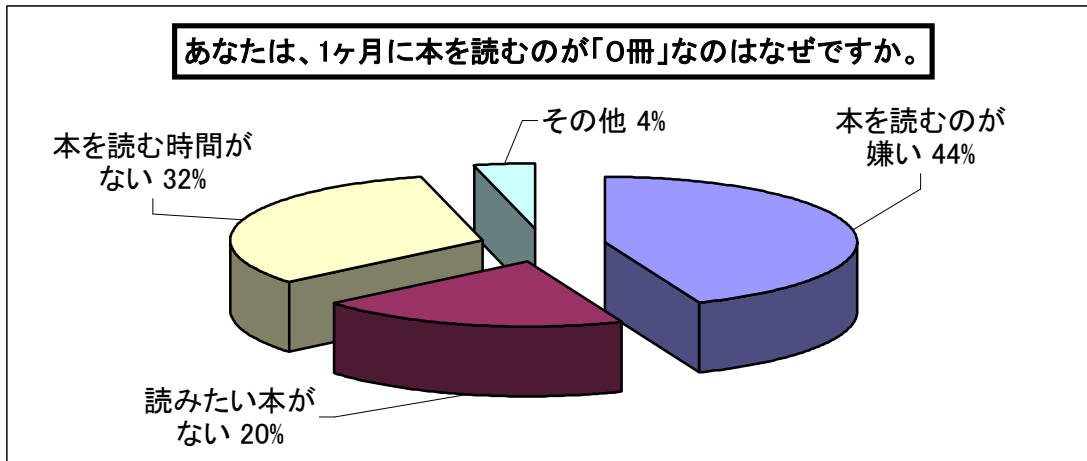
4. 児童生徒の1ヶ月の読書量

○1ヶ月の読書冊数は「0冊」が14%、「1～2冊」が43%である。

あなたは、1ヶ月に何冊くらいの本を読みますか。

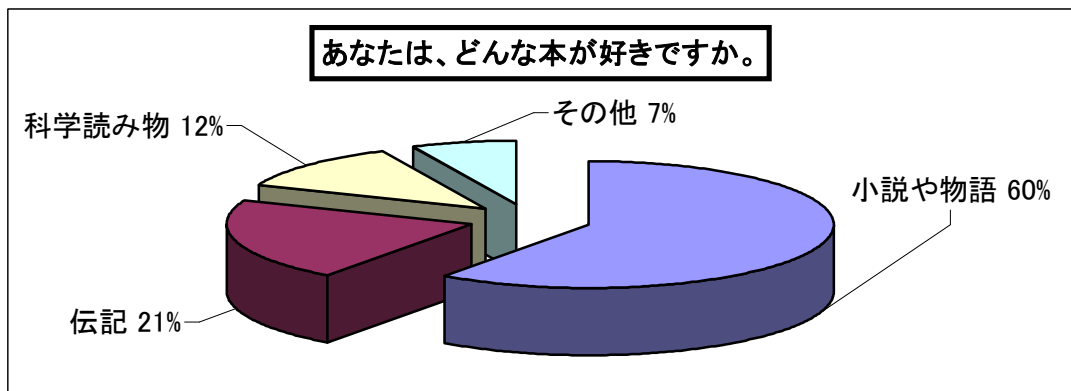


○読書をしない理由は「本を読むのが嫌い」が44%、「本を読む時間がないがない」が32%である。



5.児童生徒の好きな本の種類

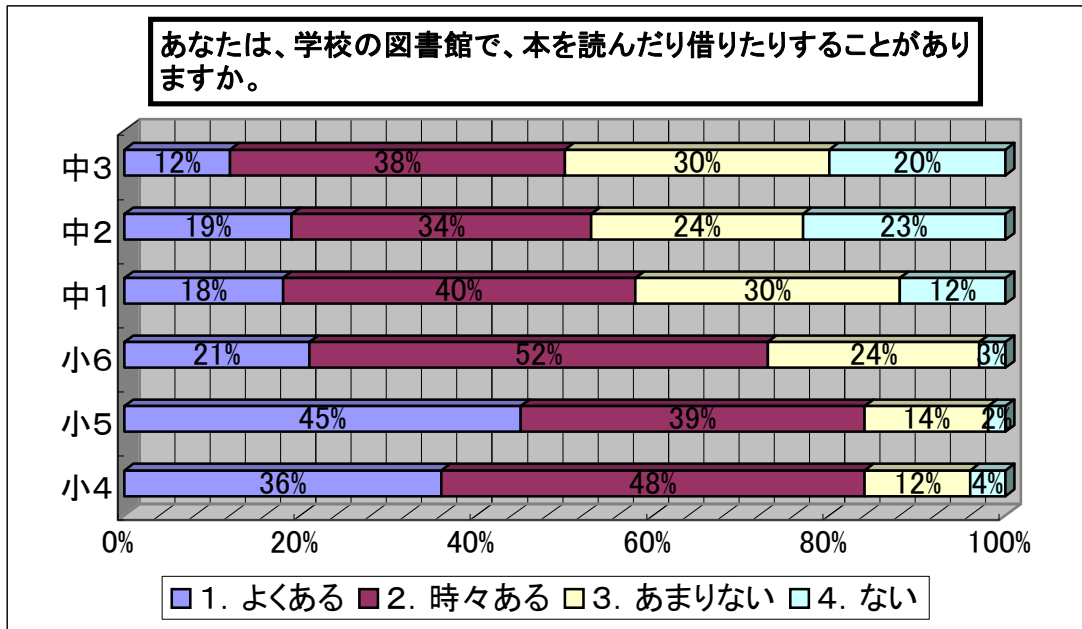
○児童生徒の60%が「小説や物語が好き」と答えている。



よく読む本の題 名探偵、スポーツ、デルトラクエスト、笑顔の選手たち、死のかげレストラン、ひみつシリーズ、平成うわさのかいだん、マザーテレサ、かいけつゾロリ、花子さんがきた、忍たま乱太郎、ちびまるこちゃん、まじょび、聖書、がばいばあちゃん、親ゆびさがし、詩集、三国志、グースバンプス、携帯小説、ハリーポッター、バトルロワイヤル、図鑑、トリビアの泉、漢和辞典、車の本、学校の怪談

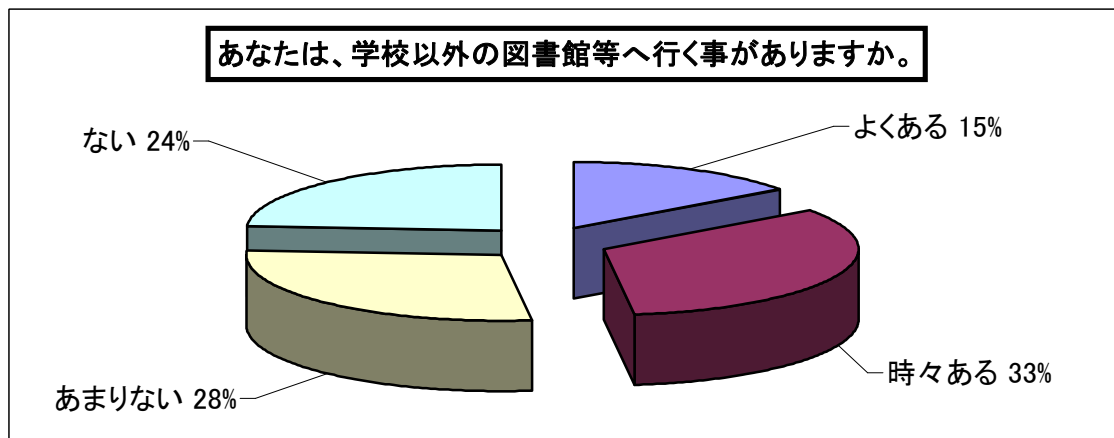
6. 児童生徒の学校における読書環境

○学校図書館を利用する場合も、中学生より小学生が多い。



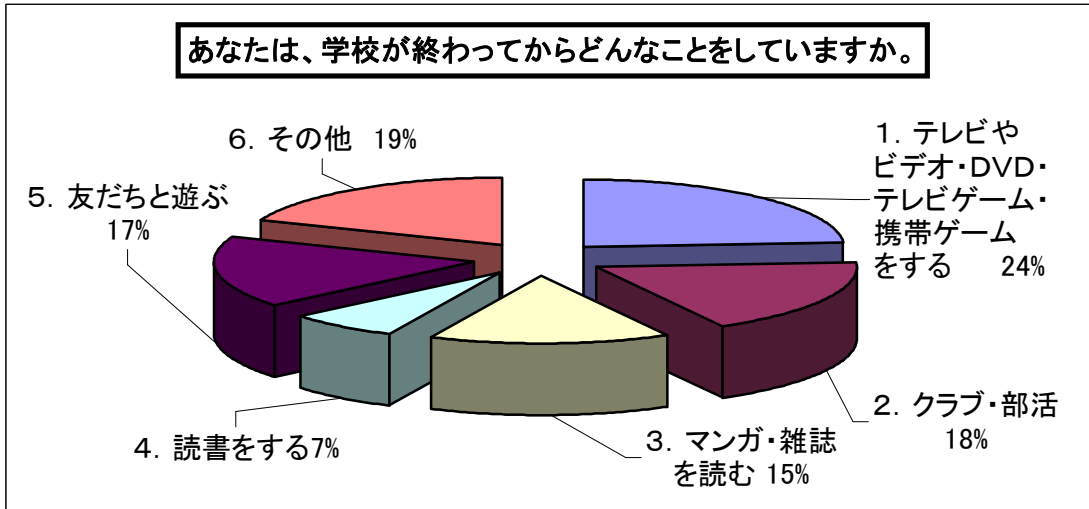
7. 児童生徒の地域における読書環境

○48%の児童生徒が学校以外の図書館等を利用したことがある。

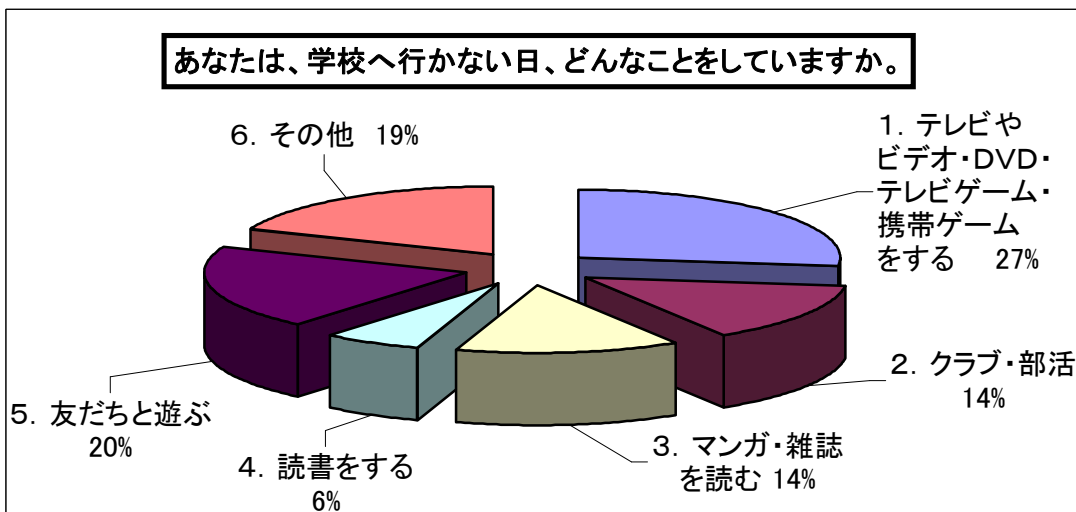


8. 児童生徒の家庭における読書環境

○学校が終わってからの過ごし方は、「テレビやビデオ・DVD・テレビゲーム・携帯ゲームをする」が1位である。



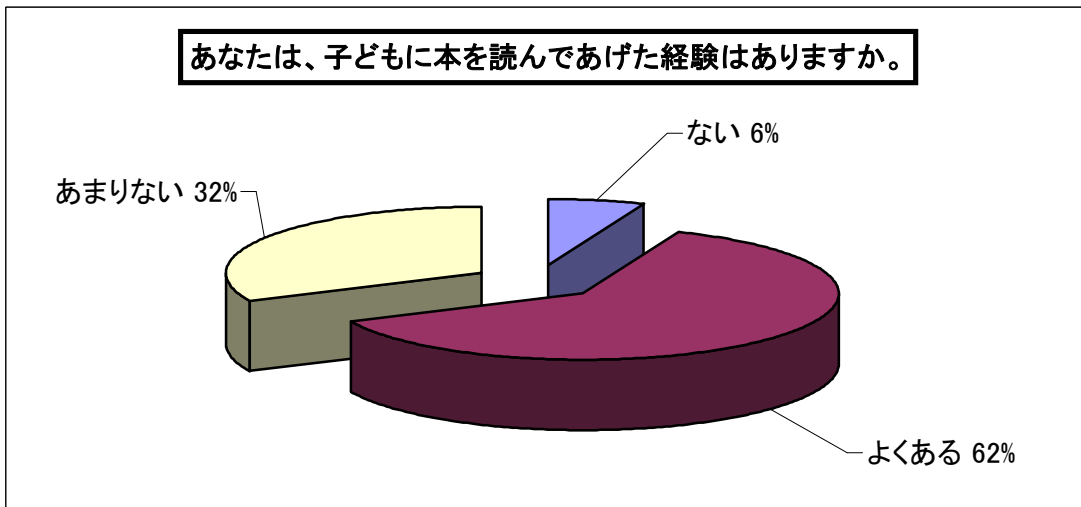
○休日の過ごし方も、「テレビやビデオDVD・テレビゲーム・携帯ゲームをする」が1位である。



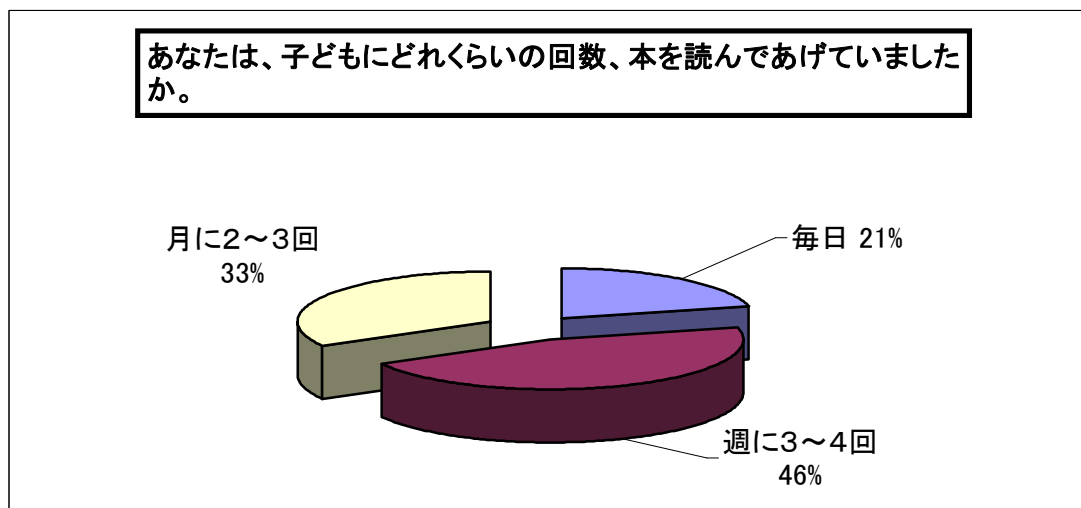
保護者

1. 保護者が子どもに本を読んであげた経験

○子どもに本を読んであげた経験が「よくあった」保護者は62%である。

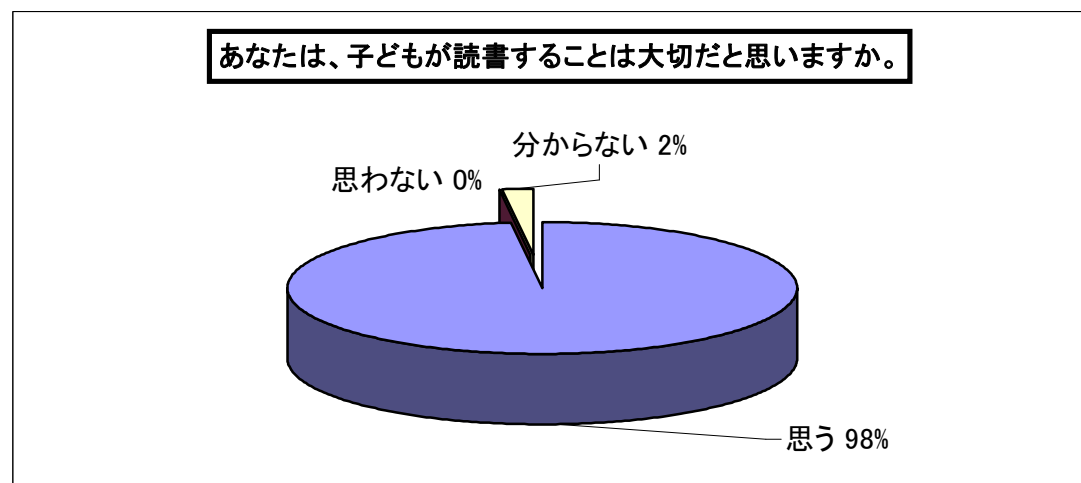


○子どもに本を読んだことが「よくある」と答えた人で「毎日」と答えた人は21%である。

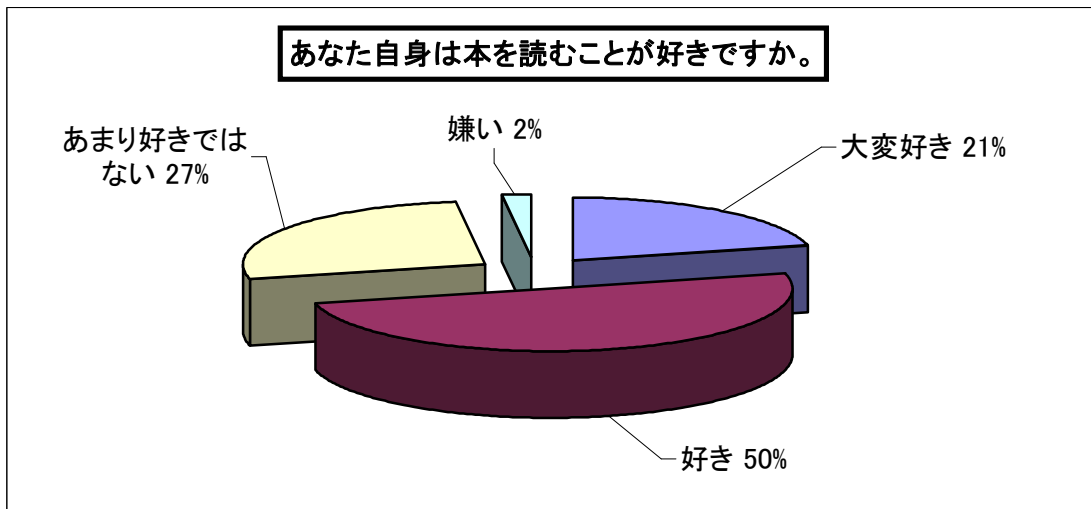


2. 保護者の読書に対する認識

○保護者のほとんどが子どもの読書は大切だと思っている。

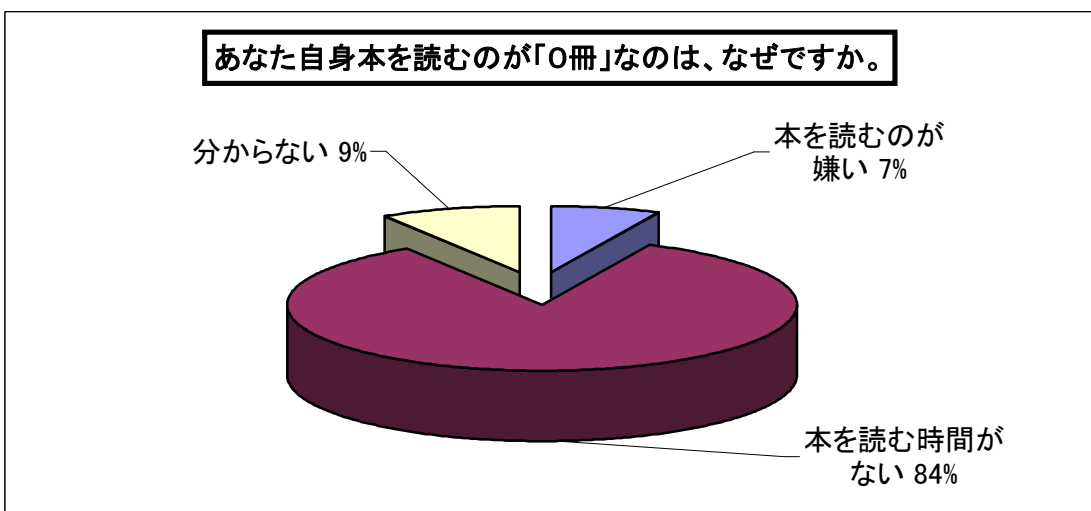
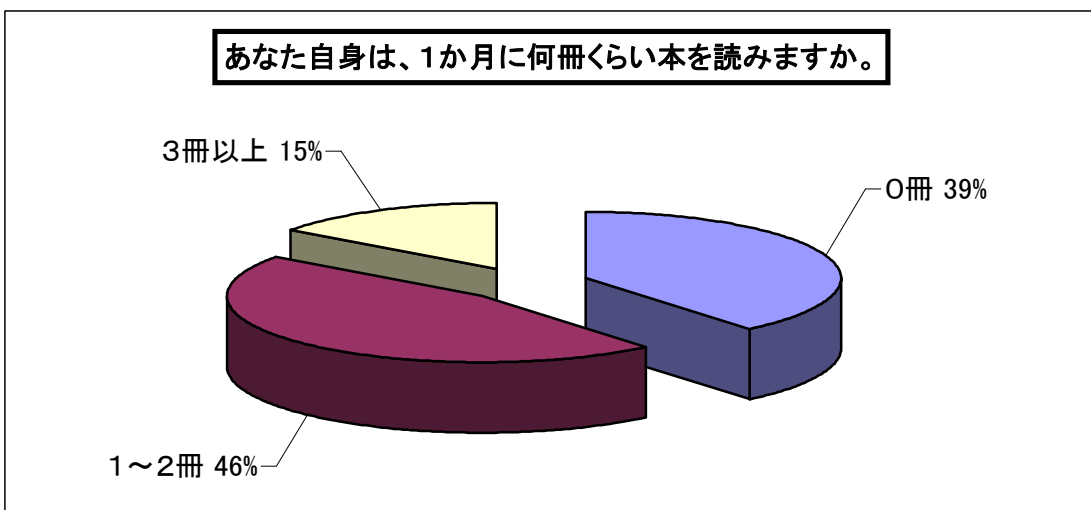


○保護者のほとんどは読書が「大変好き」「好き」である。

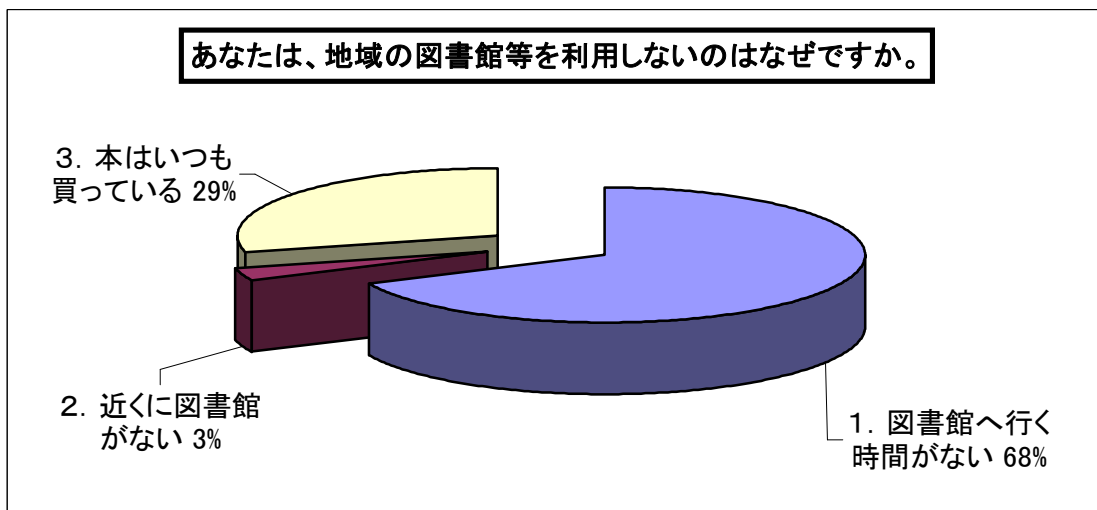
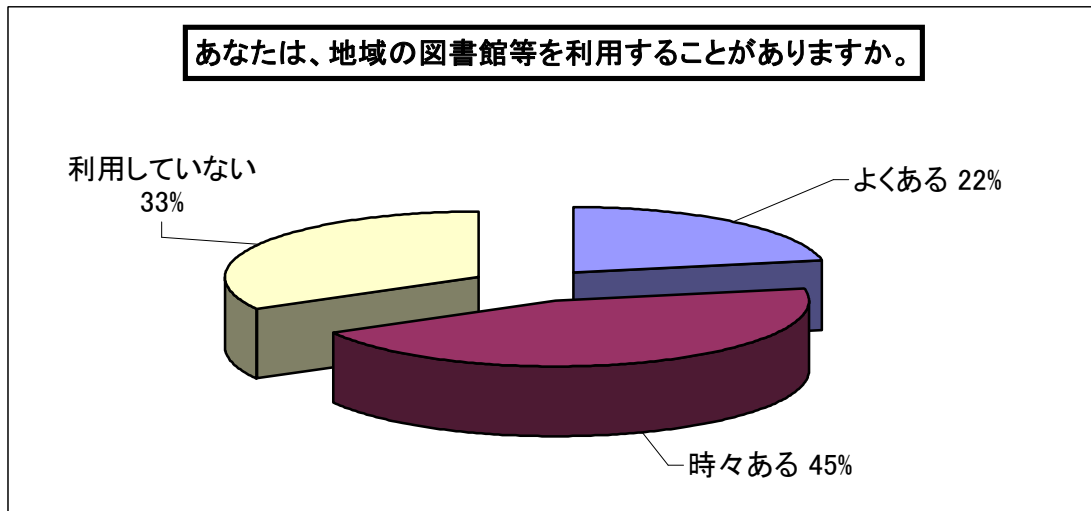


3. 保護者の読書実態

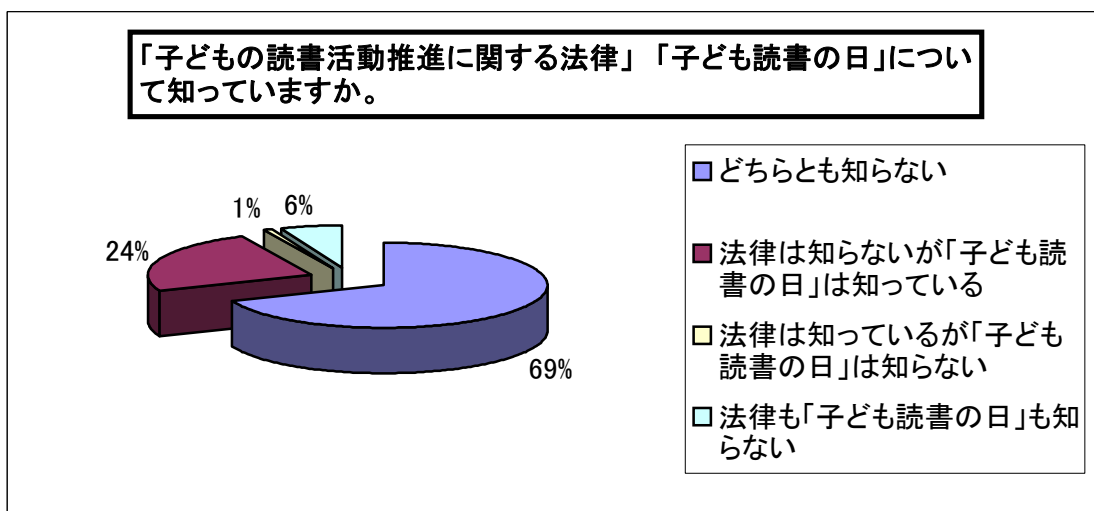
○1ヶ月の読書回数が「0冊」である保護者は、39%。その理由が「本を読む時間がない」が多い。



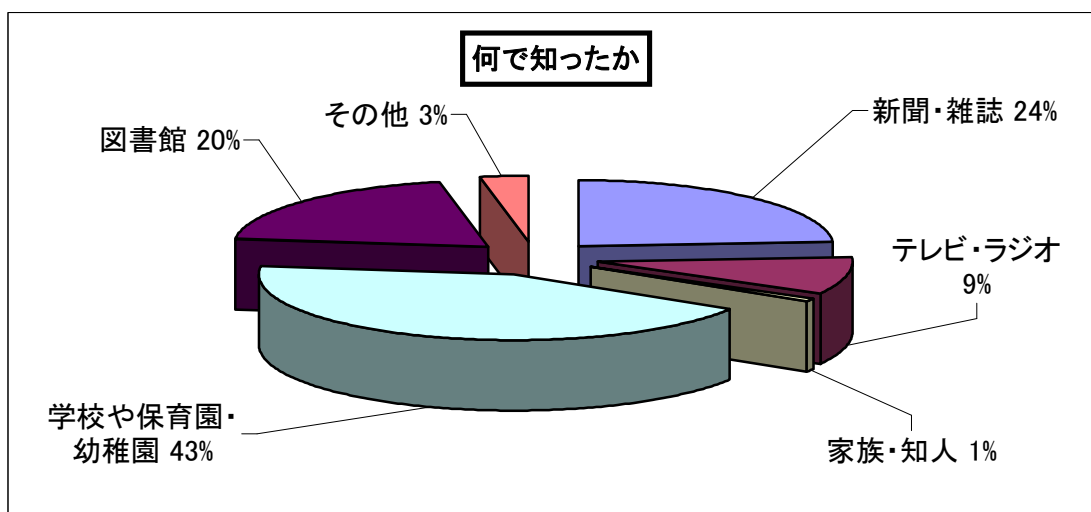
○保護者の33%が地域の図書館等を利用することが「ない」。その理由は「図書館へ行く時間がない」が多い。



4. 「子どもの読書活動推進に関する法律」「子ども読書の日」について
○どちらも知らない保護者が69%である。



○「知っている」と答えた保護者の43%が「学校や保育園・幼稚園」で知ったと回答した。



合志市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

職名	氏名	所属
委員長	吉永 健司	合志市PTA会長
副委員長	合志 峰治	オアシスの会
委員	石原 信二	合志市図書館協議会委員 学識経験者
委員	福嶋 龍一	認可保育園園長会 会長
委員	福富 裕昭	小・中学校長代表 (西合志東小学校)
委員	有働 久仁子	養護学校 (県立ひのくに高等養護学校)
委員	緒方 初美	小・中学校司書部会代表 (合志中学校)
委員	松本 武士	読書ボランティアグループ代表 (西合志読書の会)

発行／合志市・合志市教育委員会
〒861-1104 熊本県合志市御代志1661-1
ホームページ <http://www.city.koshi.lg.jp/>

編集／生涯学習課(図書館)
TEL 096-242-5555(図書館) ファックス 096-242-2817
E-mail gakusyu@city.koshi.lg.jp